

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの向上が持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に資するとの認識のもと、監査役会設置会社として合理的かつ適切な企業経営をまいりました。しかしながら、2018年12月に行った過年度の決算訂正などを契機に、改めてコーポレート・ガバナンスが重要な経営課題と認識し、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるため、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会において定款の変更が決議され、監査等委員会設置会社へ移行致しました。コーポレート・ガバナンスを構築・維持・改善するにあたり、当社の規模、人員などの当社固有の事情を踏まえ、企業として求められる柔軟性や“Challenge& Ambition”というグループスローガンに込められた精神性と両立できることも重要と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】

株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであり、当社は基本的に毎年株主総会集中日と予測される日を選けた開催日の設定を行うよう努めております。しかしながら、本年は会場の手配が遅れたことなど事前準備が遅れたことにより、集中日とされる日の開催となりました。次回以降は入念な準備をし、集中日をさける日程を計画してまいります。

【補充原則4-1】

当社は、既存の事業内容にとらわれることなく、常に有望な事業への進出を図り、事業の多角化のための戦略としてM&Aを積極的に採用しております。これらの事業内容については、経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける傾向にあることから、定量的な中期経営計画の策定・開示は行っておりません。当社としましては、中期的な会社の将来像を定性的に示すよう努め、業績に関係する事象が発生した場合速やかに開示するとともに、日々の業務に全力を尽くすことにより、株主の皆様の期待に応えていきたいと考えております。

【補充原則4-2】

当社の事業内容は、補充4-1 記載のとおり、経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける傾向にあることから、経営陣の報酬の決定のあり方として、毎年定時株主総会後の取締役会において、株主総会で決定された年額報酬枠の限度内で、会社の業績、経済情勢等を総合的に考慮して個別の報酬額を決定しており、現行の方法が現実的に即し、健全であると考えております。今後は、より客観性・透明性のある手続きに従って報酬が決定されるように取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会の設置を検討してまいります。

【補充原則4-3】

当社におけるCEOの機能は代表取締役が担っております。その選解任を含む役員体制については、中長期的な企業価値の向上に資する役員体制とすべく、取締役会が十分に審議し決定することとしており、適切に行われておりますが、今後は、手続きの客観性・適時性・透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会の設置を検討してまいります。

【補充原則4-8】

当社は当社の規模に応じた独立役員の確保に努め、監査等委員を除く取締役4名のうち1名、監査等委員である取締役4名については全員、合計5名を独立役員として東京証券取引所に届出しています。取締役全体をみると過半数が独立社外取締役であって、十分に経営の監視及び監督する機能を有する体制にあるため、現時点では、独立社外者のみを構成員とする会合を開催する必要はないと判断しております。

【補充原則4-8】

補充原則4-8 記載のとおり、現時点では「筆頭独立社外取締役」を決定する必要はないものと判断しております。

【補充原則4-11】

取締役会全体の実効性の分析・評価とその結果の開示につきましては、今後の課題として検討してまいります。現時点では、適切な分析・評価の方法の確立を見極める必要があると認識しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、既存の事業内容にとらわれることなく、常に有望な事業への進出を図り、事業の多角化のための戦略としてM&Aを積極的に採用しております。これらの事業内容については、経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける傾向にあることから、定量的な中期経営計画の策定・開示は行っておりません。当社としましては、中期的な会社の将来像を定性的に示すよう努め、業績に関係する事象が発生した場合速やかに開示するとともに、日々の業務に全力を尽くすことにより、株主の皆様の期待に応えていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、現時点で、政策保有株式を保有していませんが、事業の拡大・推進という目的のもと、経営戦略上の必要性等を総合的に勘案し、企業価値向上に資すると判断する場合には、他社の株式を政策的に保有することがあります。また、議決権行使にあたっては、中長期的な視点も加味し、保有目的、保有に至った経緯、議決権行使時の事情などを踏まえ、議案に対する賛否を総合的に判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役の競業取引及び利益相反取引につきましては、事前に監査等委員会の承認を得たうえで、取締役会において決定するなど、法令に則った

対応を行っております。また、業務の適正を確保する体制として、主要株主との取引や非通例的な取引についても、事前に監査等委員会の承認を得たうえで、取締役会において決定することになっております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型年金制度は導入しておりませんが、役職員の退職後の資産形成の一助として、2019年2月より確定拠出年金制度を導入しております。なお、導入に当たっては事前に対象の役職員に十分な説明を行い、役職員が適切に判断できるよう運用しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するため、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの協働が不可欠であると認識しており、グループスローガンを“Challenge& Ambition”と定め、長期的な視点から将来の可能性を展望し、新たな価値の創造と極大化に挑戦することをグループ丸となって進めており、これらに関する決定は適時適切に開示してまいります。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(基本的な考え方)

当社は、コーポレート・ガバナンスの向上が持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に資するとの認識のもと、監査役会設置会社として合理的かつ適切な企業経営をしてまいりました。しかしながら、2018年12月に行った過年度の決算訂正などを契機に、改めてコーポレート・ガバナンスが重要な経営課題と認識し、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるため、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会において定款の変更が決議され、監査等委員会設置会社へ移行致しました。コーポレート・ガバナンスを構築・維持・改善するにあたり、当社の規模、人員などの当社固有の事情を踏まえ、企業として求められる柔軟性や“Challenge& Ambition”というグループスローガンに込められた精神性と両立できることも重要と考えております。

(基本方針)

当社は、コーポレートガバナンス・コードに示される基本的精神に賛同しており、当社の規模、人員などの当社固有の事情を踏まえて、対応すべきと判断される事項については速やかに対応する方針です。

当社としましては、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、株主の皆様や当社をとりまく様々なステークホルダーとの協働によりもたらされるものであることを十分認識し、皆様に当社を正しく理解していただくために、適切な情報開示と透明性の確保に努めます。

株主の皆様との関係では、実質的な株主の権利や平等性を確保し、また建設的な対話の実施に向けた体制の構築を地道に進めたいと存じます。

株主の皆様以外のステークホルダーとの関係では、女性の活躍促進に向けた環境整備や社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題にも目を向けてまいります。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、世間水準・業界水準、経営成績及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定することとしております。また、その決定方法は、株主総会で決定された年額報酬枠の限度内において、監査等委員を除く取締役の報酬は取締役会の決議に従い、また監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、現在取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会の設置を検討しております。同委員会を導入することにより、報酬の決定方法につきより客観性・透明性を高めてまいります。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続

当社は経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続につきましては、社内規程等で詳細に定めておりませんが、次のとおり、取締役会で慎重に議論したうえで、選任又は指名を行っております。

経営陣幹部：複数の候補者の中から勤務態度、業績などを考慮し、選任します。

監査等委員を除く取締役：個々人の資質・能力に加え、選任時の経済環境や経営上の課題等を踏まえ、会議体としての機能という点にも留意し、候補者の指名を行います。

監査等委員である取締役：専門的な知識又はこれまでの経験から、中立的・客観的な視点による実効性のある監査を行いうかなどを総合的に判断し、候補者の指名を行います。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は略歴や社外役員候補の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

なお、現在取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会の設置を検討しております。同委員会を導入することにより、経営陣幹部及び役員の選解任につきより客観性・透明性を高めてまいります。

【補充原則4-1】

取締役会は、法令の定め、当社定款及び取締役会規程などに基づき、会社の経営方針、事業計画、重要な人事など、経営全般に関する重要事項の審議並びに意思決定を行います。代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会の決議に基づき当社の業務を執行しております。また、取締役会の決議に基づき、業務執行権限の一部を取締役及び執行役員に委譲することができます。

なお、当社は日々の業務においては、代表取締役が議長となり監査等委員である取締役を含む常勤取締役、執行役員、で構成される経営会議に委譲しておりますが、この経営会議は、業務執行に関する重要事項に関する意見交換及び報告などを行う会議体として機能しており、重要な件については取締役会で決議しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の候補を選定するにあたり、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たし、かつ次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

当社グループから取締役を受け入れている会社の取締役又は重要な使用人

当社グループが多額(過去3事業年度の平均で年間1千万円)の寄付を行っている先(法人等の団体であれば、団体幹部)

当社では、この独立性基準を満たし、かつ物事に建設的に取り組む姿勢のある人物を独立社外取締役の候補者として選定しています。

【補充原則4-11】

取締役会は、会社の規模、経済環境や経営上の課題、多様性等を踏まえ、合理的な人数で構成されかつ取締役会全体がより有効に機能するように、取締役候補者の指名を行います。なお、定款において取締役の人数は、「監査等委員を除く取締役4名以内、監査等委員である取締役4名以内を置く」と定められております。

【補充原則4-11】

当社の取締役は、当社のために必要な時間と労力を振り向けており、各自に求められる役割や責務を適切に果たしております。役員の兼任状況につきましては、事業報告に記載し、従前より開示しております。

【補充原則4-11】

取締役会全体の実効性の分析・評価とその結果の開示につきましては、今後の課題として検討してまいりますが、現時点では、適切な分析・評価の方法の確立を見極める必要があると認識しております。

【補充原則4-14】

当社では、取締役としての職務を十分遂行できる方を取締役として選任しておりますが、確実に各役職に応じた職責を果たしていただくために、以下のトレーニングの方針を定めております。

就任時：就任後1ヶ月内を目処に、代表取締役又は同人が指名する者から、当社グループの沿革、社内体制、経営・財務の情報、取り組むべき課題等の説明を行います。

就任後：取締役が在任する期間中、各役職に応じて必要な知識を獲得・更新するための研修機会の情報を随時提供します。当社が承認した研修等については、当社がその費用の支援を行います。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話(面談)の申し込みに関して、建設的な対話が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するという点を踏まえ、以下の取り組みを実施します。なお、この取り組みの実施にあたっては、日々の経営・業務に支障が生じないように留意いたします。

株主との対話は、管理部門を統括する取締役のもと、総務部が担当し、対話の内容に応じて関係各部署と協力して対応します。

株主からの対話(面談)の申し込みに対しては、担当部署が窓口となり、株主の希望、面談の主な関心事項などを整理します。その上で、整理された事情や日々の経営・業務に支障が生じないかを踏まえ、経営陣幹部又は取締役が合理的な範囲で対応することを基本とします。

株主との対話(個別面談)のほか、ホームページによる情報発信の充実などを通じて、IR活動の質と量の向上に努めます。

対話の担当者は、分かり易い言葉で自社の考えていることを株主に伝え、株主から頂いたご意見等については、総務部が速やかに取り纏め、各役員又は経営陣幹部に情報提供を行います。

株主との対話に際しては、社内規則「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」に則りインサイダー情報を適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西村 浩	37,307,600	8.40
伸和工業株式会社	10,735,500	2.42
クリアストリーム バンキング エスエー	6,710,979	1.51
楽天証券株式会社	4,060,900	0.91
上田八木短資株式会社	3,811,000	0.86
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	3,229,950	0.73
ユ・ロクリア・バンク エスエイ エヌブイ	3,188,898	0.72
中嶋 伸介	2,966,500	0.67
堤 政夫	2,500,000	0.56
INTERNATIONALCORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSION S GROUP INC	2,349,775	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

「大株主の状況」は2019年3月31日現在の株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社を有しません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
トーマス・R・ゼンゲージ	他の会社の出身者													
築島 秋雄	税理士													
市川 祐生	弁護士													
松藤 斉	公認会計士													
宇都見 友則	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
トーマス・R・ゼンゲージ			該当事項なし	トーマス・R・ゼンゲージ氏は、IR / ESGコンサルティング業界における専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の社外取締役としての職務を遂行して頂けると判断しております。また、証券取引所の規定する一般株主と利益相反のおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届出しております。

築島 秋雄		該当事項なし	築島秋雄氏は、長年にわたり金融界・不動産業界で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を生かし、監査等委員として当社の社外取締役としての職務を遂行して頂けると判断しております。 また、証券取引所の規定する一般株主と利益相反のおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届出しております。
市川 祐生		該当事項なし	市川祐生氏は、弁護士としての専門的見地から、法曹界における豊富な経験と法律の専門家として高い見識を有しており、監査等委員として当社の社外取締役としての職務を遂行して頂けると判断しております。 また、証券取引所の規定する一般株主と利益相反のおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届出しております。
松藤 斉		該当事項なし	松藤斉氏は、公認会計士資格を有しており、会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、監査等委員として当社の社外取締役としての職務を遂行して頂けると判断しております。 また、証券取引所の規定する一般株主と利益相反のおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届出しております。
宇都見 友則		宇都見友則氏は、2001年10月より約15年間、有限責任あずさ監査法人に勤務しておりました。当社は当監査法人と2009年6月まで監査契約を締結しておりました。	宇都見友則氏は、公認会計士資格を有しており、会計に関する相当程度の知見及び監査業務に関する十分な見識を有しており、監査等委員として当社の社外取締役としての職務を遂行して頂けると判断しております。 また、証券取引所の規定する一般株主と利益相反のおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届出しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、その職務の執行のために必要がある場合は、内部監査部門である監査室に所属する使用人に調査を委嘱し、報告を求めることができる。監査室に所属する重要な使用人の任免異動等については、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、その独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に努める。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、四半期毎報告及びその他必要に応じて意見交換、情報交換を行い、その内容を監査業務に反映致します。監査室は毎月毎に監査等委員会に対し業務監査内容についての報告を行うとともに意見交換を行い、その内容を監査業務に反映致します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全員独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的としており、業績への貢献度に応じて個別に付与数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

特になし

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2019年3月期における当社の取締役、社外役員(社外取締役及び社外監査役)の報酬等は次のとおりであります。

取締役 2名 102,928千円

社外役員 5名 18,830千円

連結報酬等が1億円以上であるものについては、有価証券報告書において個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、世間水準・業界水準、経営成績及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定することとしております。また、その決定方法は、株主総会で決定された年額報酬枠の限度内において、監査等委員を除く取締役の報酬は取締役会の決議に従い、また監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、現在取締役会の諮問機関として報酬委員会の設置を検討しております。同委員会を導入することにより、報酬の決定方法につきより客観性・透明性を高めてまいります。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役に対して、取締役会に付議する議案等重要事項について、事前に資料配布及び必要に応じて、適宜、事業内容等の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化のため、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行致しました。取締役は、監査等委員を除く取締役4名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役4名)の8名で構成され、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項は以下のとおりであります。

(1) 経営に関する重要事項の審議・意思決定を行う機関として、取締役会を原則として月1回開催しております。また、取締役会への付議事項のほか、業務執行に関する重要事項の審議・決定・報告機関として、社長、常勤取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行役員等が出席する経営会議を、原則として週1回開催しております。また、代表取締役は業務執行状況を定期的に取締役会に報告しております。

(2) 監査等委員会は、原則として月1回開催し、監査計画に基づいて内部統制システムを活用して組織的な監査・監督をいたします。また、監査室との連携により業務執行部門に対しても効率的かつ実効性の高い監査を実施いたします。さらに、四谷監査法人と会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査についての監査契約を締結し、2020年3月期事業年度を監査期間として監査が実施されます。

(3) 監査等委員を除く取締役の選任は、取締役会が能力・人格・見識などを総合的に勘案して推薦し、株主総会において決定しております。監査等委員である取締役の選任は、監査等委員会の同意に基づき、取締役会が能力・人格・見識などを総合的に勘案して推薦し、株主総会において決定しております。

(4) 報酬は株主総会で決定された年額報酬枠の限度内において、監査等委員を除く取締役の報酬は取締役会の決議に従い、また監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、経営監視機能の客観性・中立性を確保し、公正かつ透明性の高い経営を実施することを重要な課題としております。そのため、構成員の全員を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することで監査監督機能が一層強化され、当社のコーポレート・ガバナンスの充実及び更なる企業価値の向上が図られるものと考え、監査等委員会設置会社の制度を採用しました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めます。 招集通知を法定期日より前に発送することに努めるとともに、発送日までに、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトを開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであり、当社は基本的に毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行うよう努めています。しかしながら、2019年は会場の手配が遅れたことなど事前準備が遅れたことにより、集中日とされる日の開催となりました。次回以降は入念な準備をし、集中日をさける日程を計画してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月27日開催の第118回定時株主総会から、電磁的方法(インターネット及びスマートフォン)による議決権行使方法を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第116回定時株主総会(2017年)より、英訳版を作成し、ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内「決算・IR情報」において、2002年3月期以降の決算短信を掲載しております。なお、その他適時開示につきましても、同ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念において、「すべてのステークホルダーに、最大限の満足をお届けすることを目指す」ことを規範として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、事業において環境に配慮した設備機器を採用するとともに、自然エネルギーを利用した発電事業に取り組んでいます。 また、明治安田生命J2リーグ所属の東京ヴェルディ(東京ヴェルディ株式会社)とコーポレートパートナー契約を締結し、東京ヴェルディが推進する青少年育成システムや地域貢献活動を支援することにより、共にスポーツ文化の普及並びに振興による地域社会への貢献をしています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針を次のとおりとしております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範において法令、定款及びコンプライアンス・マニュアルの厳格な実践を規定する。
- (2) 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び職務分掌に基づいて職務を執行する。
- (3) 取締役は、3カ月に1回以上、職務執行の状況を取締役に報告する。
- (4) 社外取締役を継続しておくことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図る。
- (5) 利益相反取引及び非通例的な取引については、監査等委員会及び取締役会において決定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な書類については、社内規程に基づいて、保存年限を定め適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程により、各部門(子会社を含む)における業務上のリスクを、市場リスク、事業リスク、災害リスク等に識別・分析・管理し、総務部は、所管部所からの報告及びモニタリングを通じて管理方法等を統括する。
- (2) 総務部長は、リスク管理に係る情報を、社長及び監査等委員会に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループ全体に影響を及ぼす経営に係わる重要事項については、常勤取締役及び執行役員等により構成する経営会議において審議、決定する経営体制をとる。
- (2) 社内規程で職務分掌及び職務権限を定め、取締役会で定められた取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとる。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範においてコンプライアンスの厳格な実践を規定する。
- (2) 業務の適正性を確保するため、コンプライアンス及びリスク管理の推進を総務部が、内部統制の運用状況のモニタリングを監査室が行う。
- (3) コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス・マニュアルの配付等により、使用人が経営理念、社内規程、法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための指針を明らかにする。
- (4) 外部弁護士と連携したコンプライアンス相談窓口を設置し、使用人が、社内規程、法令・定款及び社会規範等に反する行為を発見したときの内部通報制度を構築しており、その適切な運用とコンプライアンス上疑義ある行為の未然防止に努める。

6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関連会社管理規程を定め、子会社の取引内容を確認するとともにその経営内容を的確に把握する等、適切に管理を行う。
- (2) 状況に応じて子会社の取締役及び監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況につき監視及び監督を行う。
- (3) 当社の監査等委員及び内部監査部門は、必要に応じて子会社業務について監査を行う。
- (4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い決定する。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員は、その職務の執行のために必要がある場合は、監査室に所属する使用人に調査を委嘱し、報告を求めることができる。

8. 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査室に所属する重要な使用人の任免異動等については、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、その独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に努める。

9. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正の行為の事実又は会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) コンプライアンス相談窓口を利用して行われた通報の内容が、業務又は財産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、遅滞なくその事実を監査等委員会に報告することとする。
- (3) 当社及び子会社の法令違反行為や不正行為に関する通報を行った者が、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
- (4) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 常勤監査等委員は、経営会議及びその他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。また、重要な議事録、稟議書を都度監査等委員に回覧する。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対し、毎月の事業の状況及び四半期ごとの決算の状況を必要に応じ報告し、また、聴取を受ける。
- (3) コンプライアンス相談窓口を利用して行う通報の内容が、会計・会計の内部統制・監査に関連する事項の場合は、直接、監査等委員に対し通報することができる。
- (4) 監査室長は、監査等委員会に対し、内部監査計画及び監査実施結果を報告する。
- (5) 監査等委員会は、会計監査人から監査計画の説明を受け、また、必要に応じ監査実施状況の聴取を行うこととしている。
- (6) 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

- (1) 当社及び子会社は反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力排除に向け「役員行動倫理規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を指針とし、それらを役員及び従業員に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力に関する対応については、警察当局及び外部機関との密な連携を図り不測の事態に備える体制を整えることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、企業として毅然とした対応をとることとしております。

2. 整備状況

企業行動憲章、役職員行動倫理規範、内部統制システムの構築に関する基本方針、コンプライアンス・マニュアル等の社内規程を定め、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にしております。

このうち、コンプライアンス・マニュアルにおいては、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体並びにその関連企業等とは一切関係をもたない旨を明記し、同マニュアルを全役職員に配布し、社内啓蒙に努めております。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)に加入して、同会が開催する研修等に参加し、関係情報の収集等に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、経営理念並びに役職員行動倫理規範等において、すべてのステークホルダーの信頼に応えるために会社情報の開示を積極的に行うことを規定しております。また、会社情報の発表に関する規程に基づき、情報管理責任者(総務部担当役員)に様々な会社情報を集積することとし、会社情報の適時適切な開示に資するための審査機関として監査等委員である取締役を含む常勤取締役で組織する開示委員会をしております。

2. 適時開示の方法

会社情報の適時開示は、東京証券取引所の「適時開示情報システム(TDnet)」において開示したうえで、すみやかに報道機関への発表ならびに当社ホームページへの掲載を行っております。また、金融商品取引法に基づく決算・財務情報などの法定開示事項についても、審議を経て関東財務局へ提出し、公衆の閲覧に供されております。

